

答弁書第二号

内閣参質一八六第二号

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員川田龍平君提出大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の厚生労働省関係者のコメントについては、事実関係を把握していないが、政府としては、これまで石綿に関して、その時々を知見を踏まえ、適時適切に規制を行ってきたところであり、御指摘の平成二十五年十二月二十五日の大阪高等裁判所判決（以下「第二陣訴訟判決」という。）では、このような国の主張が認められなかったものと認識している。

二について

御指摘の「第一陣訴訟」については、平成二十三年八月二十五日の大阪高等裁判所判決において、第二陣訴訟判決と同様の争点について国の責任が否定され、現在、最高裁判所に係属中である。

政府としては、同様の争点について異なる判断を高等裁判所が示している以上、最高裁判所の統一的な判断が必要であることから、上告受理申立てをしたものである。

三について

御指摘の厚生労働大臣の発言の趣旨は、被害者が早期の解決を望んでいるという心情を有していることは承知している旨を述べたものである。

四について

お尋ねの「アスベスト被害者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。